

第4回定例会での議決結果

区長提出議案

可決したものを

補正予算

令和6年度足立区一般会計補正予算(第4号)
補正額 12億4千839万2千円
予算総額 3千480億

令和6年度足立区国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
補正額△1億8千841万4千円
予算総額 726億6千179万8千円

令和6年度足立区介護保険特別会計補正予算(第2号)
補正額△6千60万4千円
予算総額 708億7千415万7千円

令和6年度足立区一般会計補正予算(第5号)
補正額 36億3千811万7千円
予算総額 3千516億

条例

足立区個人情報番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の勤務時間、休日、

休暇等に関する条例の一部を改正する条例
子育て部分休暇を新設するほか、所要の規定を整備するもの

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備するもの

足立区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の改正に伴うもののほか、所要の規定を整備するもの

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
建築基準法の改正に伴い、規定を整備するもの

足立区立学校設置条例の一部を改正する条例
東洲江小学校の位置を変更するもの

足立区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
職員の期末及び勤勉手当の支給月数の改定並びに給料表の改定をするほか、規定を整備するもの

足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
会計年度任用職員の期末及び勤勉手当の支給月数を改めるほか、規定を整備するもの

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例
栗島学童保育室及び古千谷学童保育室を設置するもの

その他の議案

権利の放棄について
図書館システムで管理している未返却図書資料に関する返還請求権を放棄するもの

足立区こども未来創造館の指定管理者の指定について
足立区西新井文化ホール指定管理者の指定について
子育てサロン西新井の指定管理者の指定について

足立区関原の森・愛恵まじゅくり記念館の指定管理者の指定について
以上、5議案はいずれも指定管理者を指定するもの

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
指定管理者を指定するもの

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
指定管理者を指定するもの

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
指定管理者を指定するもの

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
指定管理者を指定するもの

足立区立学童保育室の指定管理者の指定について
指定管理者を指定するもの

東洲江小学校改築工事請負契約
契約方法 条件付一般競争入札
契約金額 61億500万円
相手方 三浦・新井・丸中建設共同企業体

竹の塚中学校外壁改修その他工事請負契約の変更について
変更前 1億8千40万円
変更後 2億1千862万5千円

相手方 株式会社OKAPEN
花畑川環境整備その1散策路工事請負契約
契約方法 条件付一般競争入札
契約金額 2億4千750万円
相手方 株式会社東京三田組

高野小学校跡地スポーツ施設新築工事請負契約
契約方法 条件付一般競争入札
契約金額 13億5千850万円
相手方 株式会社似鳥工務店

足立区管住宅等維持管理業務委託について
契約方法 指名競争入札
契約金額 5億9千999万7千175円
相手方 株式会社東急コミュニティー

訴えの提起について
児童扶養手当過払金を返還しない相手方に対し、未償還金、遅延損害金及び訴訟費用を請求するもの

議決を得た契約の変更について
東伊興小学校外壁改修その他工事請負契約
ほか1件

和解について
区立小学校内で発生した児童の受傷事故に係る損害賠償金の支払方法確定調停事件について和解するもの

議決を得た契約の変更について
東洲江小学校改築工事請負契約
ほか5件

議決したものを
いずれも、令和6年12月20日

議決したものを
いずれも、令和6年12月20日

議決したものを
いずれも、令和6年12月20日

に議決し、関係機関に意見書を提出しました。意見書の全文は、次のとおりです。

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続及び制度の恒久化を求める意見書

内閣府は令和6年11月の月例経済報告において、先行きについては、「物価上昇、アメリカの今後の政策動向、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある」として

おり、小規模事業者を取り巻く環境も依然として厳しい状況にある。
こうした中、東京都が継続実施している「小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置」「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免措置」及び「商業地等に対する固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げ措置」は、区民の過重な税負担を緩和し、厳しい経営環境にある小規模事業者にとっても、経営回復や事業継続への大きな支えとなっている。

先の見えない物価上昇や極端な円安、株価の急激な乱高下、海外景気の下振れ等が区内小規模事業者の企業経営や区民生活に大きな影響を及ぼしている中、東京都がこれらの軽減措置を廃止すれば、地域経済の回復に大きな影響を及ぼすことが強く危惧される。
よって、足立区議会は東京都に対し、令和7年度以降も下記事項を継続実施するとともに、制度を恒久化するよう強く求めるものである。

記
1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置

2 小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税を2割減額する減免措置

3 商業地等における固定資産税・都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。(東京都知事あて)

聞こえの支援を必要とする人への積極的な支援を求める意見書
現在、急速な高齢化に比例し、難聴者も急増している。難聴は認知症の危険因子の一つと言われており、人や社会とのコミュニケーションを避けるようになることから、社会的孤立に陥る可能性も懸念されている。

聞こえを補う医療機器である補聴器は、「気導補聴器」と「骨導補聴器」が一般的に使用されてきたが、「軟骨伝導」等の新しい技術を用いた補聴器が開発され、従来の補聴器では十分な補聴効果が得られない人や、装用そのものが難しい人に対しての新たな選択肢となった。

しかし、聞こえの支援を必要とする人に、自身の状態に合う補聴器の情報や各自治体による購入補助制度が十分に伝わっていないことが多く、社会参画を妨げる一因となっている。

今後の更なる高齢化を見据えた認知症の予防と共に、高齢者の積極的な社会参画を実現するために、補聴器だけではなくヒアリングループや音声認識ソフト等も含めた聴覚補助機器の積極的な活用を促進する必要がある。

よって、足立区議会は国会及び政府に対して、下記の事項について積極的に取り組みを求めようとする。

記
1 難聴に悩む人が、医師や専門家の助言のもとで、自分に合った補聴器を選択することができる環境を整えること。

2 行政機関の窓口等へ聴覚補助機器を配備するよう推進すること。
3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携のもと、聞こえの支援を必要とする人への情報提供の機会創出等、聴覚補助機器を普及させるための環境を整えること。
4 地方自治体を取り組む聞こえの支援に対して、財政的な支援等を講ずること。
以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、共生社会担当大臣あて)

採択したもの
固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願

採択したもの
固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願